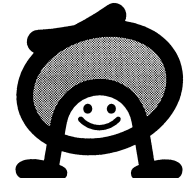


会 議 録

会議の名称	第51回上尾市都市計画審議会	
開催日時	令和4年11月1日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで	
開催場所	上尾市役所議会棟 4階 全員協議会室	
議長(委員長・会長)氏名	桑田 仁	
出席者(委員)氏名	高田 和幸、金野 千恵、石山 勇、伊藤 義久 関根 貴生、鈴木 委一、鈴木 茂、星野 良行 戸野部 直乃、尾花 瑛仁、轟 信一、新井 昌行	
欠席者(委員)氏名	千葉 正	
事務局(庶務担当)	小林都市整備部長、須田都市整備部次長 都市計画課 中釜課長、桑原副主幹、丸山主任、松原主事	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	1. 上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定) [諮問] 2. 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について [意見聴取]	1. 全会一致で賛成 (議長除く12名) 2. 意見なし
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料	「第51回上尾市都市計画審議会 次第」、「第51回上尾市都市計画審議会 座席表」、「第51回上尾市都市計画審議会 委員名簿」、「第51回上尾市都市計画審議会 第1号議案議案書」、「上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定) [資料1]」、「特定生産緑地の指定に係る意見聴取 [資料2]」、「特定生産緑地(上尾市)の指定」、「上尾市都市計画マスタープラン2020令和3年度評価・進行管理報告書 [資料3]」	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年11月30日</p> <p style="text-align: right;">会議録署名人の署名 <u>高田 和幸</u></p> <p style="text-align: right;">会議録署名人の署名 <u>戸野部 直乃</u></p>		



第51回 上尾市都市計画審議会

会 議 録

日 時 令和4年11月1日(火) 午後2時00分から
場 所 上尾市役所 全員協議会室

<p>1 開会 桑原副主幹</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより第51回 上尾市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>本日の都市計画審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課の桑原と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたり桑田会長にご挨拶を賜りたいと存じます。桑田会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 桑田会長</p>	<p>皆様、改めましてお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ざいます。</p> <p>私の学生が上尾市在住でして、せっかくなら美味しい昼飯を上尾で食べようとなり、「キセキ食堂」大変有名なお店を教えてもらい本日伺いました。12時半にお店に向かいましたが、まさかの売り切れでした。未だに人気店であるということを痛感いたしました。微力ではございますが、上尾市の商業活性化に貢献していきたいと思っておりますので、皆様、良い店等がありましたらぜひ教えていただければと思います。柔らかい挨拶になりまして失礼いたします。</p>
<p>桑原副主幹</p>	<p>桑田会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に移る前に本日の出席者数についてご報告させていただきます。</p> <p>上尾市都市計画審議会条例第6条第2項の規定では、「会議の開催は、委員の2分の1以上の出席」が必要とされております。委員総数14名のうち、本日の審議会には13名の出席をいただいておりますので、会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は全部で8点でございます。</p> <p>① 「第51回上尾市都市計画審議会 次第」</p> <p>② 「第51回上尾市都市計画審議会 座席表」</p> <p>③ 「第51回上尾市都市計画審議会委員名簿」</p> <p>④ 「第51回上尾市都市計画審議会 第1号議案議案書」(事前送付済)</p> <p>⑤ 「上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定)」(PP写し) 資料1 (当日配布)</p> <p>⑥ 「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」 資料2 (当日配布)</p>

	<p>⑦ 「特定生産緑地（上尾市）の指定」（当日配布）</p> <p>⑧ 「上尾市都市計画マスタープラン2020令和3年度評価・進管理報告書」資料3（当日配布）</p> <p>8点でございます。</p> <p>資料の過不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、条例第6条第1項の規定により「会長が議長となること」となっておりますので、これ以降の議事進行を桑田会長にお願いいたします。</p> <p>桑田会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議事 桑田会長</p>	<p>承知いたしました。しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本会議は原則公開でご審議いただくことになっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>まず、本審議会の会議録署名人につきまして、私の方から選任させていただきます。第1号委員の高田委員と第2号委員の戸野部委員にお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に書記でございますが、事務局の丸山主任にお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の案件で非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局にお伺いします。</p>
<p>中釜課長</p>	<p>本日の案件の中には、非公開事項に該当する案件はございません。</p>
<p>桑田会長</p>	<p>ただ今、事務局からは、本日の非公開案件はないとのことでしたが、委員の皆様にお伺いします。非公開に該当する案件はないということでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なし》</p>
<p>桑田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本日の案件は全て公開ということで進めさせていただきます。次に事務局に確認いたします。本日、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。</p>
<p>中釜課長</p>	<p>本日は、傍聴希望者は1名いらっしゃいます。</p>
<p>桑田会長</p>	<p>それでは、ただ今から傍聴者に入場していただきます。事務局の</p>

方、傍聴者を入場させてください。

《傍聴者入場》

桑田会長

議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守してください。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合は、退場していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から審議に入ります。

第1号議案「上尾都市計画生産緑地地区の変更について（上尾市決定）」について、諮問課より説明をお願いします。

平賀課長

はい、みどり公園課でございます。皆様よろしくお願いいたします。私は課長の平賀でございます。

丸山主査

みどり公園課の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

太田主任

同じく太田と申します。よろしくお願いいたします。

平賀課長

それでは、この後、第1号議案「上尾都市計画生産緑地地区の変更について」のご説明をいたします。誠に申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間に、相続や故障による買取り申出のあった地区、公共施設の整備があった地区につきましては、変更が8地区、廃止が6地区の計14地区の変更箇所が生じたので、ご審議いただきたいと思います。

それでは、内容につきましては、担当の太田主任より説明させていただきます。それではよろしくお願いいたします。

太田主任

それでは、第1号議案、上尾都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明させていただきます。

本日はパワーポイントを使って説明を行います。スクリーンにお手持ちのA4サイズ横向きの資料「上尾都市計画生産緑地地区の変更」を写して説明を進めさせていただきますので、そちらの資料をご覧ください。

まず、始めに2ページ目をご覧ください。最初に生産緑地について、簡単にご説明をいたします。生産緑地とは、市街化区域にある

農地の中で、「生産緑地法」に基づき都市計画決定された農地のことでございます。指定に該当する土地の要件は、3項目でございます。

1. 公害又は災害防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等の敷地に適しているもの。
2. 500平方メートル以上のもの
3. 農林漁業の継続が可能なもの

以上でございます。生産緑地は一度指定されますと、一定要件がないと解除ができないことになっております。一方で、固定資産税等は、通常は市街化区域農地であれば宅地並み課税になりますが、生産緑地になりますと農地課税として税制面の優遇を受けることが可能となっております。次に解除に必要な要件は4項目でございます。

1. 農業に従事していた方が亡くなった場合
2. 農業に従事することができない一定以上の身体等の故障が起きた場合
3. 道路など公共用地に移管する場合
4. 土地区画整理事業の実施により、地区の位置、区域および面積に変更が生じた場合

でございます。なお、1と2の従事者が亡くなった場合や、故障となり解除の要件に該当した場合に、地権者は生産緑地法第10条に基づき買取り申出をすることができます。申出が出た際は、行政による買取り、または、他の農業従事者の取得により、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合は生産緑地法第14条に基づいて行為の制限が解除されます。

続きまして3ページ目をご覧ください。変更の概要をご説明させていただきます。

今回対象となる生産緑地地区は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに手続きされたものです。変更内容としましては、買取り申出がなされ、行為制限が解除されたもの。こちらは地区の一部解除と全部解除の場合がございます。

また、公共施設の整備のために行為制限が解除されたもの、以上の2点でございます。上尾市における生産緑地地区の指定は、平成4年12月7日の告示日より開始をしておりますが、指定当初は、地区数が572地区で指定面積は167.14haでございました。今回の都市計画変更により、指定地区数が437地区で指定面積が98.18haとなります。

それでは、議案書の1ページ目をご覧ください。こちらは計画書でございます。変更する生産緑地地区が記載されており、ページ中央部の表に示した8地区が面積及び区域の変更で、地区の一部が解除となり、約0.94haの減少になるものでございます。

また、表の上の「2」に記載されている6地区が廃止される箇所

で約0.57haの減少になるものでございます。このように変更対象となる地区が多数ございますので、変更内容ごとに代表的な事例をあげて、ご説明をさせていただきます。

続きまして、パワーポイントの資料4ページ目をご覧ください。法14条による地区の変更（一部解除）について説明させていただきます。今回は、大谷49号を例に挙げてご説明いたします。大谷49号は、主たる農業従事者が亡くなったことにより買取り申出がございました。

続きまして、5ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表と変更概要書でございます。行為の制限が解除され、面積及び区域の変更となりました。その結果、面積約0.44haの内約0.32haを削除し、面積を約0.12haに変更するものでございます。

続いて、6ページ目をご覧ください。こちらは計画図でございます。大谷49号は大谷中学校の西側に位置しており、壺丁目東地内にある地区でございます。

続きまして、7ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。赤い網掛けの箇所が、生産緑地から削除される部分であり、緑色で囲まれている箇所が、変更後の生産緑地地区でございます。以上のように、面積及び区域の変更を行う地区がこちらの大谷49号を含め、合計6地区でございます。

続きまして、8ページ目をご覧ください。次に法14条による地区の廃止（全部解除）についてご説明させていただきます。今回は、大石92号を例にあげてご説明いたします。大石92号につきましても、主たる農業従事者が亡くなったことによる買取り申出の申請でございました。

続きまして、9ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表、変更概要書でございます。行為の制限が解除され、地区の廃止となり、面積約0.09haを廃止するものです。

続きまして、10ページ目をご覧ください。こちらが計画図でございます。大石92号は大石中学校の南側に位置しており、小泉五丁目地内にある地区でございます。

続きまして、11ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。赤い網掛けの箇所が生産緑地から削除される部分であり、地区全体が廃止となります。以上のように、廃止を行う地区が大石92号を含め、合計6地区でございます。

続きまして、12ページ目をご覧ください。次に公共施設等の設置による地区の変更についてご説明をさせていただきます。今回は、上尾38号を例に挙げてご説明いたします。

13ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表、変更概要書

でございます。市有水路の整備により面積及び区域の変更となりました。その結果、面積約0.33haの内約0.01haを削除し、面積を約0.32haに変更するものでございます。

続きまして、14ページ目をご覧ください。こちらが計画図でございます。上尾38号は鴨川小学校の北側に位置しており、富士見一丁目地内にある地区でございます。

続きまして、15ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。地区の北側に市有水路が存在しており、こちらの市有水路と生産緑地地区の付替えに伴う変更でございます。一番北側の赤い網掛けの箇所が生産緑地から削除される部分でございます。以上のように、公共施設等の整備により変更を行う地区が上尾38号を含め、合計2地区でございます。

続きまして、16ページ目をご覧ください。最後に、都市計画の変更内容をまとめます。今回の生産緑地地区の変更となる地区数は、区域の変更が8地区と廃止が6地区の合計14地区でございます。

続いて、買取り申出の申請数は13件あり、その内訳として、農業の主たる従事者の死亡による相続が12件、故障が1件ございました。買取り申出において、市による買い取り、他の農業従事者への斡旋により買取られた地区は、共に0件ございました。今回の変更手続きにおきましては、縦覧前に埼玉県と本変更案の協議を行い、「異存ありません」との回答をいただいております。変更案の縦覧日としまして、令和4年9月1日から9月14日まで縦覧を行い、意見書の提出はございませんでした。また、今回の生産緑地の減少面積は、1.51haとなり、指定当初からの減少面積の合計は、68.96haとなります。

最後に、17ページ目をご覧ください。こちらが、地区数と面積の推移を表したグラフでございます。

平賀課長

以上。第1号議案、上尾都市計画生産緑地地区の変更についてのご説明は以上でございます。ご審議の程、お願い申し上げます。

桑田会長

はい、ありがとうございました。ただ今、諮問課より説明をいただきましたが、皆様のご意見、ご質問がありましたらお願いします。

戸野部委員

ご説明ありがとうございます。1点質問したいと思います。今回、買取り申出が13件ありましたが、実際の買取り件数は0件ということですが、このまま買取りされない場合は、管理が行き届かずに荒地になることも懸念されますが、そのような場合の対策はどのように考えているかお聞かせください。

平賀課長	<p>ご質問いただきました、解除の申出があった後の土地利用や管理についてですが、これについては、所有者様も相続等でさまざまな事情があり、宅地等になることもございまして、生産緑地ではなくなりますので、解除をする手続きの中で「今後も適正な管理をお願いします」というご案内を行っております。その後は所有者様のお考えで適正に管理をしていただく状況でございます。</p>
須田次長	<p>都市整備部、次長でございます。買取がされなかった場合は民間のハウスメーカーや不動産業者が買い取って分譲住宅を建てるといような土地利用をされることが多いです。</p>
桑田会長	<p>はい、ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。</p>
戸野部委員	<p>はい、ありがとうございます。最近、寄せられるご意見としては、農地が管理されず、荒地になってしまい、「これから冬になっていく季節になるため、枯葉等で火事に繋がらないか」といったご意見も多数いただくことがありますので、何もできない状況になるということもあるようですが、何か対策ができるような体制作りを市でも今後、検討していただければと思います。</p>
桑田会長	<p>戸野部委員のご意見踏まえて、課内でも改めて検討していただき、解除した方には丁寧に説明して、管理に努めていただくよう、お話をさせていただきたいと思えます。</p> <p>また、今のお話は生産緑地の仕組みからは離れますが、空き地・空き家問題の話に繋がっていくかと思うので、また引き続き部内で検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。</p>
高田委員	<p>生産緑地にあまり詳しくないので、教えていただきたく、手を挙げました。</p> <p>1 点目は、買取り件数が現状0件ということのようですが、何か良い条件であれば買取ることもあるのでしょうか。</p> <p>2 点目は、この都市計画変更の対象は令和3年1月1日から12月31日までに申請されたものだと思いますが、申請を出された方は「早く決定して欲しい」という意向があると思うのですが、通常こういうスケジュールで進めているのでしょうか。</p>

平賀課長	<p>1点目のご質問についてですが、買取りについては、担当課から、まず市内の関係部局に照会を行ってから、農協や農業委員会に照会をさせていただき流れでございます。市が買取る場合は、時価相当額になりますので、やはり市街化区域内ということで高額になりますので、市が買取るという事例がない状況です。</p> <p>また、2点目については、都市計画の変更は毎年同じスケジュールで進めております。</p>
高田委員	<p>2つ目の質問について再度確認ですが、申出があった方から、「もっと早くやってください」という要望は出ないのでしょうか。</p>
須田次長	<p>生産緑地の解除では、買取りの申出から3ヶ月を経過しても買取りがない場合は、対象地は行為制限が解除され、自由にできることが「生産緑地法」で定められております。同法に基づいて地権者様は民間のハウスメーカーや不動産業者と契約して、売買をする、ということが可能となります。今回の場合は、都市計画変更という手続きになるため、それを行う際にまず、変更に関して縦覧を行い意見の有無を確認していき、「意見がない」ということで、本日の審議会に、正式に諮問という形になりますので、ご理解いただければと思います。</p>
桑田会長	<p>ご質問の回答では、その3ヶ月後には、土地所有者は自由に土地利用を行うことができるということで。例えば、既に住宅が建っているという状況もありうる、という解釈でよろしいでしょうか。</p>
平賀課長	<p>農地転用等の手続きは必要になりますが、その後に関しては、先ほど次長が説明した通りで「自由に土地利用をして良い」ということとなります。</p> <p>ただ、先ほど私の回答で言い忘れておりましたが、地権者からの「変更の手続きを早くしてほしい」といった要望等については、今までに挙げたことはございません。</p>
高田委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
桑田会長	<p>はい、ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。所有者様のさまざまなご事情があつて解除ということになるので、</p>

基本的には所有者の意思を尊重するという形になるかと思います。あとは、都市計画的な観点からのご意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、各委員のご意見やご質問が出尽くしたようですので、第1号議案について、採決をいたします。
では、第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《委員挙手》

桑田会長

全会一致でございますので、上尾市都市計画審議会条例 第6条第3項の規定により「上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定)」は、「原案のとおり異議なしの旨、上尾市長に答申すること」といたします。ご協力ありがとうございました。
続きまして、「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」を行います。担当課より説明をお願いします。

平賀課長

みどり公園課です。それでは、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、ご説明させていただきます。
特定生産緑地の指定を行うためには、生産緑地法第10条の2第3項において、都市計画審議会の意見を伺わなければならないと規定されています。今回の意見聴取では、農地として適正な管理が行われているか、市街化区域における貴重なオープンスペースとなっているかについて、ご意見を伺いたいと思います。今回の意見聴取は令和3年度の実施時から、指定の意向が変更になった土地についてのものとなります。
なお、今回新たに、特定生産緑地に指定希望すると変更になった地区につきましては、現地確認を実施し、耕作状況が良好であること、オープンスペースの確保に寄与していることを確認しております。それでは、詳細内容につきましては、担当の太田主任より説明させていただきます。

太田主任

それでは、お手元の資料2と書かれた、A4サイズ縦向きの資料「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」を基に説明を進めさせていただきますので、そちらの資料をご覧ください。
最初に、特定生産緑地の概要について、ご説明させていただきます。大きい番号1番、特定生産緑地の概要をご覧ください。
全国の生産緑地は、2022年に、その8割以上が指定告示から30年を迎えると言われており、固定資産税や相続税の優遇措置が

停止することから、農地の宅地化が一斉に進むと危惧されていました。国では、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する方向性が示されました。平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地を指定することが可能となりました。

特定生産緑地は、指定から30年経過した生産緑地について、買取り申出が可能となる期日を土地所有者等の同意を得て、10年間延長するものでございます。

また、10年経過する前であれば、改めて土地所有者等の同意を得て、繰り返し指定期限を10年間延長することができるようになっております。上尾市では平成4年12月7日に生産緑地地区の指定を行い、令和4年12月7日に指定から30年を経過するものでございます。

続きまして、2ページ目の、①特定生産緑地に指定する場合と、②特定生産緑地に指定しない場合の取扱いについて、ご説明させていただきます。

特定生産緑地に指定する場合につきましては、1つ目 固定資産税等は引続き農地評価でございます。2つ目 相続税の納税猶予を相続時に選択することができるようになっております。したがって、取扱いはこれまでの生産緑地と変わらず、実質的には、現状維持で、指定期間が10年間追加されるものでございます。

次に、特定生産緑地に指定しない場合につきましては、1つ目 申出基準日以降（令和4年12月7日）はいつでも買取り申出が可能となっております。2つ目 買取り申出を行わないと、生産緑地としての制限は継続します。3つ目 固定資産税等が5年間で段階的に宅地並み評価となります。4つ目 次の世代の相続で相続税の納税猶予を受けることができなくなります。5つ目 30年経過後は特定生産緑地に指定することができなくなります。以上が、特定生産緑地に指定する場合と指定しない場合の取扱いでございます。

次に、大きい番号2番、特定生産緑地指定までの流れについて、ご説明いたします。上尾市では、特定生産緑地の指定に向けて、平成30年度、平成31年度に制度の説明会をさいたま農協主催、市主催で実施しました。

また、平成31年度には、特定生産緑地指定意向調査を実施しました。続いて令和2年度には、指定申込みである利害関係人の同意取得を生産緑地所有者へ行い、令和3年度には、1回目の都市計画審議会での意見聴取を実施いたしました。今後、本日の2回目の都市計画審議会での意見聴取を経て、特定生産緑地指定の告示を実施する予定でございます。

次に、大きい番号3番、特定生産緑地指定の状況について、ご説明いたします。上尾市では、令和2年度に特定生産緑地の指定希望

有無について、生産緑地所有者へ文書を送付し、回答を得ております。令和3年度の上尾市都市計画審議会開催時点では、特定生産緑地に指定する筆数が1,317筆、面積が約87.89ha、面積比で全体の89.5%となっておりました。また、特定生産緑地に指定しない筆数が191筆、面積が約10.31ha、面積比で全体の10.5%となっておりました。

令和4年度の上尾市都市計画審議会・本日時点では、特定生産緑地に指定する筆数が1,276筆、面積が約85.12ha、面積比で全体の89.5%となっております。また、特定生産緑地に指定しない筆数が185筆、面積が約9.97ha、面積比で全体の10.5%となっております。

次に令和3年度から令和4年度への指定希望の変更内訳をご説明させていただきます。1点目は令和3年度の上尾市都市計画審議会から令和4年度の本日まで相続等の発生に伴い、買取り申出があったことにより、生産緑地全体から筆数が48筆、面積が約3.11ha減少しております。

なお、こちらの48筆につきましては、行為制限が解除されており、生産緑地地区からの指定も解除となっております。

続いて2点目、令和3年度の上尾市都市計画審議会より「特定生産緑地に指定しない」意向から「特定生産緑地に指定する」意向に変更となった筆数が6筆、面積が約0.41haの増加となっております。ここからは、変更になった事例について、簡単にご説明をさせていただきます。6筆中5筆につきましては、大谷46-1号及び大谷46-10号が対象であり、1人の土地所有者でお持ちになっております。こちらの方は、指定意向の確認の際には、「指定しない」意向で申請をしたとのことでしたが、その後、ご家族と相談をした結果、特定生産緑地に「指定する」に変更したいとの申し出がございました。

また、残りの6筆中1筆につきましては、上平34-2号が対象であり、こちらも1人の土地所有者でお持ちになっております。こちらの方は、元々特定生産緑地に指定したい意向はございましたが、現地の管理状況が生産緑地として不適切であり、令和3年度に意見聴取をすることは見合わせておりました。具体的にご説明させていただきますと、生産緑地でありながらプレハブの建物が建てられておりました。こちらについては、特定生産緑地の指定に係る手続き以前からこのような状態となっており、市としても複数回に渡って、是正するよう指導してまいりました。現在は状況が改善され、生産緑地として管理されているため、特定生産緑地に「指定する」ものとして手続きをさせていただいております。

以上の6筆につきましては、農地として適正な管理が行われており、市街化区域における貴重なオープンスペースの確保に寄与して

いることを確認しております。

続きまして、3点目、令和3年度の上尾市都市計画審議会より「特定生産緑地に指定する」意向から「特定生産緑地に指定しない」意向に変更となった筆数が3筆、面積が約0.16haの減少となっております。3筆中1筆につきましては、大石14号が対象であり、1人の土地所有者でお持ちになっております。こちらの方は、相続登記が完了しておらず、特定生産緑地に指定できない状況となっております。具体的に申し上げますと、土地所有者の方のお母様が平成23年頃に亡くなっておりますが、現在に至るまで、相続登記を完了していない状況でございます。令和3年度の意見聴取の際には、「特定生産緑地指定の告示までには、相続登記を完了させます」とのお話をさせていただいておりましたので、令和3年度の上尾市都市計画審議会において意見聴取をさせていただきました。

しかし、今年9月の段階でも相続登記が完了していなかったため、土地所有者の方へ連絡したところ、「登記をすることができないため、特定生産緑地には指定しないこととしたい」とのお話をいただいた次第でございます。相続登記につきましては、特定生産緑地に指定する場合の条件とさせていただいておりましたことらか、特定生産緑地には指定できない状況でございます。

続きまして、残りの3筆中2筆につきましては、大谷46-13号が対象であり、こちらも1人の土地所有者でお持ちになっております。こちらの方につきましては、特定生産緑地に指定しないということで申請をいただいておりますが、申し訳ございませんが、我々の意向の把握誤りにより、誤って令和3年度の上尾市都市計画審議会に意見聴取を行ってしまったものでございます。したがって、こちらの方がお持ちの2筆についても、「特定生産緑地に指定しない」として変更をさせていただきます。以上が令和3年度から令和4年度への指定希望の変更でございます。

続きまして、3ページ目の大きい番号4番、全国及び埼玉県の特定生産緑地指定意向の状況について、ご説明いたします。特定生産緑地に指定する意向がある割合は、令和4年8月末時点の数値で、全国平均で約89%、埼玉県の平均で約88%となっており、上尾市の89.5%は、ほぼ平均付近の数値となっております。

また、上尾市の隣接市の特定生産緑地指定意向でございますが、面積比で、概ね80%から90%となっております。以上で、こちらの資料に関する、ご説明とさせていただきます。

続きまして、お手元のA4サイズとA3サイズの資料が左側でクリップ留めされている資料をご覧ください。こちらは特定生産緑地の指定調書及び指定図でございます。今回の特定生産緑地の指定に係る意見聴取では、令和3年度に実施した意見聴取から指定の意向に変更のあった地区のみをご説明させていただきます。

初めに、A4サイズ横向きの「特定生産緑地（上尾市）の指定」と書かれた資料をご覧ください。こちらに朱書きされている箇所が、令和3年度の上尾市都市計画審議会から変更となった箇所でございます。資料の中央、「生産緑地地区（都市計画）」と書かれた列の面積が、現在、生産緑地として指定されている面積でございます。

また、その少し右側の、「特定生産緑地、新たに指定する区域」と書かれた列が、今回、特定生産緑地に指定する面積でございます。こちらの資料は、全部で4枚ございます。

次に、A3サイズ横向きの中央に「上尾市地形図」と書かれた資料をご覧ください。青色の枠で囲われている箇所が、今回変更となる地区でございます。

また、図面の緑色の網掛けで囲われている箇所が特定生産緑地に指定する地区、赤色の枠で囲われている箇所が、特定生産緑地に指定しない地区でございます。こちらの資料は、全部で3枚ございます。A4サイズの資料1枚目をご覧ください。赤枠で囲まれた、左側の番号26と書かれた上平34-2号について、ご説明いたします。上平34-2号は大字上地内にあり、生産緑地に指定されている面積が、約7,000㎡でございます。管理状況の改善により、地区の全てである約7,000㎡を特定生産緑地に指定することとなります。続いては、A3サイズ資料の上に、「上尾市地形図其1」と書かれている図面をご覧ください。青色のマルで囲われている箇所が上平34-2号でございます。

つづきまして、A4サイズの資料2枚目をご覧ください。赤矢印で記載しております大石14号につきましては、相続登記が未完了のため、特定生産緑地に指定する地区から削除しております。こちらは面積約500㎡の削除となります。

次に、A3サイズ資料の上に、「上尾市地形図其3」と書かれている図面をご覧ください。青色のマルで囲われている箇所が大石14号でございます。

続きまして、A4サイズの資料3枚目をご覧ください。赤枠で囲まれた、左側の番号24、30と書かれた大谷46-1号及び46-10号について、ご説明いたします。両地区ともに壺丁目南地内でございます。大谷46-1号につきましては、生産緑地に指定されている面積が、約8,800㎡でございます。指定意向の変更により、地区の全てである約8,800㎡を特定生産緑地に指定することとなります。

また、大谷46-10号につきましては、生産緑地に指定されている面積が、約2,300㎡でございます。同じく、指定意向の変更により、地区の一部である約900㎡を特定生産緑地に指定することとなります。A3サイズ資料の上に、「上尾市地形図其11」と書かれている図面をご覧ください。

<p>平賀課長</p>	<p>青枠で囲われている一番上と一番下の2箇所が大谷46-1号、大谷46-10号でございます。</p> <p>続きまして、A4サイズの資料4枚目をご覧ください。赤矢印で記載しております大谷46-13号につきましては、申し訳ございませんが、意向の把握誤りのため、特定生産緑地に指定する地区から削除しております。こちらは面積約1,100㎡の削除となります。</p> <p>A3サイズ資料の上に、「上尾市地形図其11」と書かれている図面をご覧ください。青枠で囲われている中央の地区が大谷46-13号でございます。以上で、今回、特定生産緑地に指定意向の変更についてのご説明を終わらせていただきます。</p> <p>以上で、「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」のご説明とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご意見がございましたら、お伺いさせていただければと思います。宜しく願います。</p>
<p>桑田会長</p>	<p>ただ今、担当課より説明をいただきましたが、この意見聴取については、生産緑地法に基づき指定する特定生産緑地が、都市計画の決定に準じた法的効果を発生させるものであることから、本審議会の意見を聞くものでございます。審議ではないのですが、意見聴取という形になります。皆様ご意見、ご質問がありましたら願います。</p>
<p>鈴木茂委員</p>	<p>特定生産緑地の指定についてお聞きしたいのですが、納税猶予を受けている生産緑地は自動的に特定生産緑地になるが、特定生産緑地の指定から10年経過した段階で、指定を止めることも可能であるという理解でよろしいでしょうか。もうひとつは、特定生産緑地または生産緑地で、家庭菜園として貸すことが認められるかどうか、以上の2点をお伺いします。</p>
<p>平賀課長</p>	<p>みどり公園課です。1点目の納税猶予についてのご質問は丸山より説明させていただきます。2点目の市民農園については、申請をしていただければ特定生産緑地でも行うことが可能です。</p>
<p>丸山主査</p>	<p>「納税猶予を受けている生産緑地について、特定生産緑地に自動的に指定になるのか」というご質問についてですが、土地所有者のご意思によるものですので、特定生産緑地の指定をしなくても良い</p>

ということになります。ただ、生産緑地を解除してしまうと、猶予されていた納税金額が確定となり、税金の支払い義務が生じるという制度になっております。

鈴木茂委員

先程の回答で、市民農園と一般の方に貸す家庭菜園は違うのでしょうか。生産緑地は市街化区域の農地ということで、「家庭菜園であっても適切に管理されていれば良い」とするのか、やはり、市民農園を始める手続き等が必要になるのか教えてください。次に納税猶予についてですが、10年ごとに延長すると説明がありましたが、10年経ったタイミングで、変更することが可能なのかというのはいかがでしょうか。

丸山主査

1点目の市民農園と家庭菜園の違いについての質問ですが、一般的な家庭菜園というのは、区画貸しをして、農家ではない市民の方に利用していただく形態になると思いますが、基本的には市民農園の手続きを経ないでそのような行為をすると、いわゆる「闇貸し」という状況になります。法律に基づかない、農地法による管理には該当しない管理になるという状況です。

2点目の、「特定生産緑地へ指定してから10年後の納税猶予について」のご質問ですが、これは今回、特定生産緑地として指定する状況と同様になります。今回、特定生産緑地の指定をして納税猶予を受けた方が、10年後に「特定生産緑地の指定を希望しない」という選択をして解除をすると、相続税の納税義務が発生するということになります。

鈴木茂委員

何度もすいません。家庭菜園が「闇貸し」になるから駄目だという話ですが、実際に「闇貸しをしたので、特定生産緑地を解除する」というケースはあるのでしょうか。それとも、ルール違反になるが「解除まではしない」ということなのでしょうか。

丸山主査

それにつきましては、農地管理の中で不適切な管理の仕方ということになると思いますので一概に「生産緑地を解除」という対応するのではなく、市としては、改善指導として、例えば、「市民農園の手続きをしてください」と指導をするようなことで対応したいと考えております。

桑田会長	はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
金野委員	お伺いしたいのですが、特定生産緑地指定のヒアリングをなさった時に、結果が合計100%で全て分かったということですが、以前のアンケートの段階では、回答率が低かったような印象もありました。例えば、空き家の把握は難しくてなかなか相続等を含めて100%把握することが難しいと思いますが、100%の回答を得るためには、どのようにヒアリングを行ったのか、確実な情報であるのかということをお聞かせいただきたいです。
平賀課長	ヒアリングの回答については、去年も申し上げた通りで、2人から意見聴取ができないような状態です。アンケートも行いましたが、回答がない状態になります。その方々については、特定生産緑地に移行しないという位置づけとしております。
金野委員	回答を得られなかったのが2人ということであれば、比較的回答率はよかったという理解でよろしいでしょうか。
平賀課長	<p>はい。2人だけ確認できませんでした。我々も4回現場に足を運び、直接意向を確認したかったのですが、連絡が取れませんでした。のちほど、文書での通知も行いましたが、意向の反応がない状態でございます。</p> <p>また、地権者に対して、100%意思確認を行ったことは事実でございます。</p>
金野委員	はい。承知しました。
桑田会長	特定生産緑地指定の仕組みについての確認ですが、資料2の2ページの箇所、上から10行目に、「30年経過後は特定生産緑地に指定できない」と書かれていますが、この30年後という期間は、上尾市のケースで見れば令和4年12月7日ということですよ。その時まで意向調査を行い、告示するタイミングは1回ということですよ。これまではずっと意見を確認してきて、今度の12月の告示日に、全部を一括して指定する、その申出の基準日が12月7日になるが、それを越えると特定生産緑地として指定できないという理解でよろしいでしょうか。

平賀課長	はい。議長のおっしゃる通りです。告示の予定は11月下旬に予定しておりまして、その基準日の12月7日以降になると特定生産緑地には移行できないという状態になります。
桑田会長	だからこそ、これまで何度か意向の確認を行ったということですね。はい、分かりました。その他はいかがでしょうか。
桑田会長	<p>それでは、ご意見、ご質問は何点かありましたが、適正な農地を指定するという点において、「特定生産緑地の指定がふさわしくない」といったご意見はないようですので、本審議会といたしましては、「意見なし」として回答したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なし》</p>
桑田会長	<p>ありがとうございます。それでは、意見を付さないことといたします。</p> <p>それでは、傍聴者の方は退場されていますか。</p>
松原主事	はい。退場しています。
桑田会長	以上をもちまして、本日の議事が全て終了いたしましたので議長の任を解かせていただきます。委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。審議を終了いたします。
4 その他 桑原副主幹	ありがとうございます。続きまして、次第4「その他」でございますが、資料を配布させていただいた「上尾市都市計画マスタープラン2020令和3年度評価・進行管理について」担当者より説明をさせていただきます。
大山主査	<p>それでは、「上尾市都市計画マスタープラン2020令和3年度評価進行管理について」ご報告させていただきます。お手元にお配りしております右上に資料3と記載がございます資料をご用意ください。初めに上尾市都市計画マスタープラン2020とその評価進行管理に関する概要についてご説明いたします。</p> <p>まずは、資料の1ページをご覧ください。</p>

上尾市都市計画マスタープラン2020でございますが、本市では令和3年3月に都市計画に関する基本方針となる都市計画マスタープランを改定しており、現在第3期の計画となっているところでございます。この計画では、本市が目指す将来都市像としてコンパクトプラスネットワーク型の都市構造を掲げておりまして、持続可能な街づくりの実現に向けて、その方針や施策を示しているところでございます。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

目標期間、また評価進行管理についてですが、目標管理といたしましては、令和3年度から令和12年度までの10年間としているところでございます。また、本計画では、4つの大きな方針を示しておりまして、それぞれ土地利用方針、都市施設の整備方針、公共交通の整備方針、都市防災の方針がでございます。これらの方針のもと事業を実施し、その状況につきまして、評価進行管理をすることで長期にわたる計画の実効性を高め、計画の推進、基本目標の達成を図ることとしております。また各施策のうち、主な取り組みにつきましては、目標指標を定めておりまして、実施している施策や現在の目標設定、方針が変化する社会情勢の中で計画の実現に適しているか、実施状況や評価につきましては、この都市計画審議会へご報告しながら、適時見直し修正を行うこととしております。評価基準といたしましては、ページ下の表1、目標指標の評価基準に記載している通りとなっております。

続いて、資料3ページでございますが、こちらに4つの大きな方針に基づく施策の一覧、またその下に目標指標に対する令和3年度の事業の実施状況を示しております。次のページ以降にそれぞれ方針に基づく個別の施策、事業の実施状況や評価を記載しておりますが、内容につきましては、本日の会議に先立ち、委員様へ事前にご確認をさせていただいていることから、令和3年度の実績から主な事業や評価について抜粋してご説明させていただきます。

それでは資料の4ページをご覧ください。まず大きな方針の1つ目土地利用方針についてでございます。施策の取り組み状況でございますが、ここでは、都市計画として、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図れることを念頭として、区域区分や地域地区に従い、メリハリのある土地利用を誘導してきたところでございます。目標指標に関する進捗状況、事業の実施内容でございますが、2点ご紹介いたします。

1点目、地区計画でございますが、こちら都市計画法に基づき、良好な住環境の形成に向けてより地域の実態に即したきめ細かな土地利用制限等を定めるものでございますが、令和3年度は新たに、地頭方地区、富士見団地地区において地区計画を定めたところでございます。

2点目緑地率についてですが、緑地といたしましては、大きく2つ、公園や学校の校庭など、公共施設や民間施設が管理する緑地として施設緑地と、法律や条例などの土地利用規制で確保される地域性緑地がございます。このうち、地域性緑地につきましては、本日もご意見いただきました、生産緑地などに代表される緑地でございますが、目標指標である緑地率といたしましては、この生産緑地地区の指定解除などにより指標の推移といたしましては、変化はありませんが、緑地面積が減少しているということで「△」の評価としているところでございます。緑地に関しましては引き続き、まとまりのある緑や景観的に優れた緑の保全活用、また緑化の推進などによりまして、適切に確保してまいりたいと考えております。

続きまして大きな方針の2つ目、都市施設の整備方針についてでございます。資料5ページをご覧ください。こちら道路分野でございますが、施策の取り組み状況といたしまして、都市計画道路についてご紹介いたします。

現在本市では、上尾駅を中心とした中央拠点の交通軸といたしまして、都市計画道路西宮下中妻線の整備を実施しております。令和3年度におきましては、物件移転補償や電線共同溝の整備など、道路築造に向けた準備を進めてきたところでございます。また、都市計画決定後、長期未整備となっている道路につきましても、計画の見直しに向けた検証に着手したところでございます。

次に、公園緑地の分野でございます。資料6ページをご覧ください。目標指標の進捗状況でございますが、上から2番目、ふれあいの森事業登録形成につきましては、評価として「△」としているところでございます。こちら私有地として登録があったもののうち1件が、地権者の意向により解除となったものでございまして、登録件数としては減少しているところでございますが、こちらも緑地保全の観点から、私有地の公有地化などの手法を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に7ページでございますが、こちらから上水道分野の取り組みについて紹介させていただきます。水道事業におきましては、水道

事業ビジョン並びに経営戦略に基づきまして計画的な水道施設の更新を進めてきたところでございます。令和3年度におきましては、管路耐震化実施計画を策定し、重要な給水施設に対して優先的に耐震化を進めていくなど、災害時における水道機能確保に向けた取り組みを加速させてきたところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。次に、下水道分野でございますが、汚水処理につきましては、計画区域内の事業を進めておりまして、令和3年度は大谷本郷地区、小敷谷地区などの整備を実施したところでございます。また上水道と同様に、老朽化した管渠の更新につきましても、耐用年数を超過した区域から計画的に調査・改築を進めており、これに伴い耐震化を実施しているところでございます。

少し飛びまして10ページをご覧ください。都市施設の整備方針の最後、公共公益施設についてでございます。本市では市役所庁舎学校保育施設などの公共施設に関しまして、施設マネジメントの手法導入し適切に維持管理更新を実施しているところでございます。令和3年度におきましては、上尾市コミュニティセンターの大規模改修をはじめ、6施設の改修を実施しておりまして、引き続き計画的な公共公益施設管理に努めるとともに、民間投資などによる効果的効率的な事業手法についても検討を進めてまいります。

続きまして大きな方針の3つ目、公共交通の整備方針についてでございます。資料の11ページをご覧ください。

公共交通につきましては、地域におけるネットワークを形成するものであり、本市のまちづくりにおいて非常に重要な要素となっているものでございますが、令和3年度に上尾市地域公共交通計画を策定し持続可能な運送サービスの提供を確保するための具体的な方策等を示したところでございます。目標指標の進捗状況といたしまして2点ご紹介いたします。

まず、バスライド整備エリア、駐輪場整備台数でございます。本計画におきましては、自転車につきまして、公共交通を補完する移動手段として位置づけをしております。その活用促進策の1つとして、路線バスのバス停までの移動に自転車を使っていただくための駐輪場の整備を目標としたものでございます。こちらは、民間の商業施設が保有する駐輪場の状況を確認するなどして活用可能性の検討を進めているところでございます。また、「市内循環バスぐるっとくん」の利用者数につきましては、新型コロナウイルスの影響

から外出機会そのものが減ったことで、利用者数としても減少したところがございますが、こうした状況も踏まえまして今後、モビリティマネジメント等による公共交通の優位性を高め、利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして資料12ページをご覧ください。大きな方針の4つ目都市防災の方針についてでございます。はじめに震災都市火災対策についてですが、主な施策の取り組みといたしまして、大規模な自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、強靱な地域作りの推進を図るため、令和3年度に、上尾市国土強靱化地域計画を策定したところでございます。目標指標の進捗状況といたしましては、防火・準防火地域の指定、消防水利施設設置に関しまして、実績値を伸ばしてきたところでございますが、引き続き震災、都市火災対策の推進に向けて各種事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に資料13ページでございますが、こちら水害対策としての取り組みを記載しております。施策の主な取り組み状況につきましては、荒川左岸の無堤防区間解消と、より強固な堤防整備についての要望書を国土交通省へ提出し、令和元年度の東日本台風で甚大な被害が発生した平方地区の堤防調整池の早期完成などに関して要望を実施してまいりました。目標指標の進捗状況でございますが、こちら雨水貯留施設助成件数の増進を掲げております。こちらは宅地に降った雨水の流出抑制や災害時の活用の観点から、雨水貯留タンクの設置を推進しておりまして、住宅の設置補助を実施しているところでございます。令和3年におきましては、広報やイベントなどで積極的なPRを行いまして前年比35%増となる設置補助を実施したところでございます。

続きまして、資料14ページをご覧ください。こちら令和3年度における各施策の目標指標の検証について取りまとめ、評価したものでございます。目標指標を設定した27事業のうち、事業実施中が26事業、事業未実施が1事業となっております。また実施中である26事業につきましては、目標指標の数値進捗がある事業が12事業、目標指標に数値進捗はないものの、進捗に向けた準備を実施した事業が11事業、目標指標の数値に進捗がマイナスに推移している事業が3事業となっております。未実施でございました1事業、こちら都市施設の整備方針の市街地環境の分野でございますが、

空き家相談会開催件数こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止したところでございますが、今後の感染拡大状況等を考慮し、令和4年度以降はオンラインによる開催などを視野に検討しているところでございます。また、現時点で目標指標や目標値の見直しにつきましては、その必要はないものと考えているところでございますが、引き続き各施策、事業の実施状況や進捗を踏まえ適時見直し・修正を検討していきたいと考えております。

以上が、上尾市都市計画マスタープラン2020令和3年度評価進行管理のご報告になりますが、説明の冒頭で申し上げました通り、本日の会議に先立ちまして、各委員の皆様にご報告内容について事前にご確認をさせていただいております。その際、個別分野の施策の詳細に関しまして、ご意見、ご質問の紹介をさせていただいたところでございますが、15ページ以降にいただいたご質問と事務局の回答を記載しておりますので、こちらも抜粋して報告させていただきます。なお、事前いただいたご質問につきましては、事務局の判断のもと、上尾市都市計画マスタープラン2020および令和3年度評価進行管理に関する内容に限りまして回答をさせていただいております。それでは15ページをご覧ください。

まず1点目。都市施設の整備方針に関する質問でございます。こちら道路分野の質問で、「施策の詳細として長期未整備都市計画道路について総合的見地から見直しを進めるとあるが、その一覧と、何年塩漬けとなっているか。また必要経費の概算を資料提出いただきたい」とのご質問いただきました。こちらにつきましては、長期未整備都市計画道路につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、将来交通量解析結果を踏まえ、社会状況の変化に伴う必要性、構造の適切さなどについて検証してきたところでございます。見直し対象の路線一覧および計画決定後未整備期間については、表の通りでございます。本市におきましては、都市計画決定後20年以上、未整備となっている6路線を抽出して検証したところでございます。なお、必要経費の概算額につきましては、都市計画決定段階では算出しておりませんが、個別の道路事業の実施に向けた事業認可取得時に、事業期間や事業費などを明確化することとしてございます。

続きまして、1ページ飛んでいただき17ページをご覧ください。公園緑地の分野でいただいた、「公園空間作りに関する市民ワーク

ショップの実施状況」のについてのご質問です。こちらにつきましては、令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ワークショップの実施については見送りをしたところでございます。一方、公園利用者が求めるニーズを的確にとらえ、住民参加による魅力ある公園作りに向けて川1丁目地内に計画している「あじさい公園」の再整備また、戸崎公園北側区域の公園に関しまして、近隣住民等に対しアンケートを実施しており、今後の公園整備に活かすこととしております。

続きまして18ページをご覧ください。個別分野といたしまして、市街地環境から1点ご紹介いたします。一番下のご質問ですが、「空き家対策で現状未実施の手法について他自治体事例等の研究状況は」という質問でございます。こちらにつきましては、本市におきまして埼玉県央地域における空き家の利活用等に関する協定を鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町、また宅建協会彩央支部と4市1町でこのような協定を締結しております。こちらに基づきまして、運営の状況や改善点等に関する意見交換会を令和4年度中に開催する予定でございます。

続きまして、19ページをご確認ください。こちらからは、都市防災の方針に関する質問を1つご紹介いたします。個別分野といたしまして、震災・都市火災対策でございます。下のご質問でございますが「災害用ヘリポート候補地3ヶ所の詳細、および今後さらに増やしていく見込みは（休耕田の活用は考えられるか）」といったご質問でございます。こちらにつきましては、災害用ヘリポートにつきましては、安全確保のため、地盤が強固な平坦地であることや周囲に障害物がないこと、2方向からの離着陸が可能であることなど、立地上の条件を踏まえて、小中学校や公園等の施設を対象として指定しているところでございます。候補地として選定した3ヶ所につきましては、現時点では具体的な活用の可能性、こちらは消防等による緊急時の活動を想定したものでございますが、こちらの検討段階であることから、詳細については明らかにしておりません。また、現時点で当該候補地から更に登録箇所を増やしていく考えはございませんが、引き続き関係部署と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。また、休耕田の活用につきましては、災害用ヘリポートの立地上の条件を踏まえると、活用は難しいと考えております。

以上、駆け足で説明をさせていただきましたが、報告を終わりと

	<p>させていただきます。</p> <p>はい、以上が都市計画マスタープラン2020の進捗・進行管理報告とさせていただきます。今後も年1回都市計画審議会の場でこのような形で取り組み状況及び進捗状況等について、ご報告させていただきます。また、こちらの取り組み状況についてのご意見等は、今回のように内容を事前配付させていただいてご意見を募る、という形をとらせていただければと思います。</p> <p>この件につきまして、ご意見等はございますか。</p> <p>こちらについては、内容が多岐にわたることから、個々の案件についてのご質問等がございましたら、事務局へご相談いただければと思います。</p> <p>続きまして、次回審議会の開催予定時期について、事務局よりご報告いたします。</p>
<p>中釜課長</p>	<p>次回の第52回都市計画審議会は、来年10月の開催を予定しております。詳細については、開催日が確定次第ご連絡いたします。</p>
<p>5 閉会 桑原副主幹</p>	<p>それでは、鈴木副会長より閉会のご挨拶を賜りたいと存じます。鈴木副会長よろしく願いいたします。</p>
<p>鈴木副会長</p>	<p>これをもちまして、第51回上尾市都市計画審議会を閉会としたいと思います。長時間にわたりお疲れ様でした。</p>
<p>桑原副主幹</p>	<p>鈴木副会長、ありがとうございました。</p>